

# Net119緊急通報システムの利用案内

本サービスは「事前登録制」のサービスです。  
申請書に必要な事項を記入して、窓口にご提出ください。

利用者  
登録が  
必要！

通報手段  
の1つ  
です！

## よくある質問

Q1 誰が利用できますか？

A 北見市、置戸町、訓子府町に在住している方で、聴覚や発話の障がいにより、身体障害者手帳の交付を受けており、音声による通報が困難な方が利用できます。手帳をお持ちでない方でも著しく音声通話が困難な場合は利用できます。

Q2 お金はかかりますか？

A 携帯電話・スマートフォンの通信料をご負担ください。  
その他の費用はかかりません。

Q3 どんな携帯電話・スマートフォンでも通報可能ですか？

A ドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイルの携帯電話・スマートフォンを利用することができます。また、各社のインターネットサービス（iモード、spモード、EZウェブ、Yahoo!ケータイなど）やメールサービスに加入している必要があります。

Q4 利用を開始するには、どの窓口に相談するのですか？

A 北見市は、北見地区消防組合消防本部警防課、置戸町は、北見地区消防組合置戸支署、訓子府町は、北見地区消防組合訓子府支署の窓口で申請用紙等を配布しております。詳しくは、窓口でご相談下さい。  
また、北見市のホームページ、北見地区消防組合のホームページでも申請用紙はダウンロードできます。

Q5 登録後、携帯電話・スマートフォンの機種を変更した場合は？

A 携帯電話・スマートフォンの機種変更に限らず、事前登録内容に変更が生じた場合は、「変更申請」を必ず行ってください。変更申請を行わないと通報できない場合があります。

## 問い合わせ先

北見地区消防組合消防本部警防課  
TEL 0157-25-1518

✉ : [keshobo@city.kitami.hokkaido.jp](mailto:keshobo@city.kitami.hokkaido.jp)  
FAX 0157-25-8155